

東日本大震災の義援金等を支払った方へ



個人住民税の寄附金税額控除には確定申告が必要です

個人の方が平成23年中に支払った、下記1～3の2,000円を超える寄附金については、個人住民税の税額控除（基本控除）が受けられます。

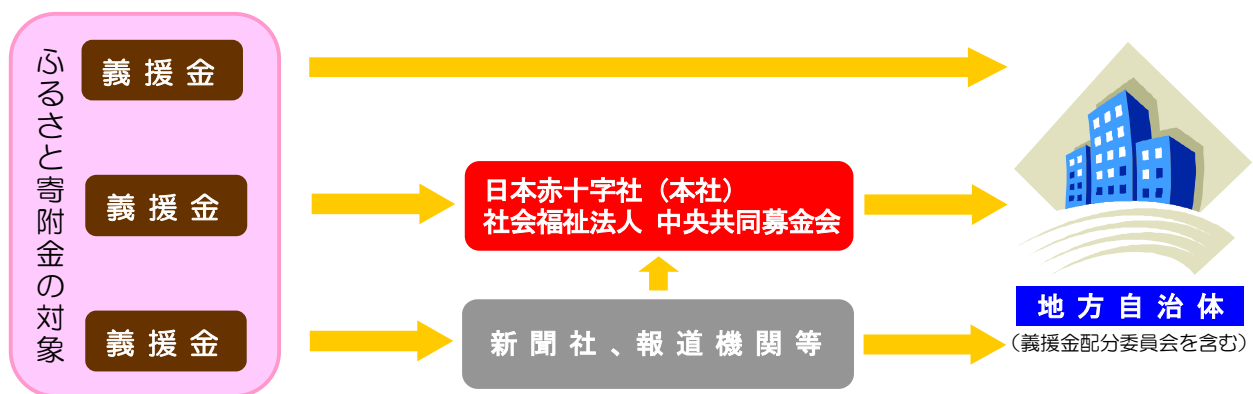
東日本大震災に係る義援金については、被害を受けた地方自治体に対して寄附をした場合に加え、日本赤十字社（本社）等の団体を経由して地方自治体に寄附をした場合も、下記1の「ふるさと寄附金」の制度が適用されます。

なお、地方自治体への寄附金「ふるさと寄附金」に該当する場合、税額控除額が大きくなります（特例控除の上乗せ）ので、確定申告書に正しく記載してください。

記載方法については、裏面をご覧ください。

1 地方自治体への寄附金「ふるさと寄附金」

【基本控除10%+特例控除】



2 東京都共同募金会及び日本赤十字社（東京都支部）への寄附金

【基本控除10%】



3 東京都又はお住まいの市区町村が条例で指定した寄附金【基本控除4%（都）・6%（市区町村）】



◎東京都が条例で指定する寄附金は、所得税の控除対象寄附金のうち、都内に主たる事務所又は事業所を有する法人又は団体です（特定公益信託・政党等に対する寄附金等を除きます。）。

◎市区町村が条例で指定する寄附金については、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

- ・個人住民税の税額控除を受けるには、税務署への所得税の確定申告が必要です。（確定申告の義務がない方は、市区町村への住民税申告により適用を受けることもできます。）
- ・領収書や払込控え等は、確定申告書等に添付し、平成24年3月15日（木）までに提出してください。

所得税の確定申告は、国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」が便利です

① 国税庁HPの検索

② 確定申告書等作成コーナーへ

◎画面の案内に従い金額等を入力すると、税額などが自動計算されます。



国税庁
e-Taxキャラクター
イタ君

確定申告書の提出前に、記載内容を再度確認してください。＜事例＞次の2種類の義援金等を支払った場合

◎所得税の確定申告書（第二表）に正しく記載されているか、事例を参考に、確認してください。

日本赤十字社（本社）の「東日本大震災義援金」 30,000円

「社会福祉法人◇◇の会」に対する寄附金
（東京都とお住まいの市区町村がそれぞれ条例で指定した場合） 5,000円

所得税の確定申告書A（第一表）

所得税の確定申告書A（第二表）

FA0017

平成 年 月 日 年の所得税の確定申告書A

住所 (又は居所) _____

フリガナ _____

氏名 _____

性別 _____ 世帯主との続柄 _____

平成 年 1月1日 現在の住所 _____

生年月日 _____ 電話番号 _____

課税される所得金額 (21) _____

上の(21)に対する税額 (22) _____

税 配 当 控 除 (23) _____

電子証明書等特別控除 (32) _____

差引所得税額 (33) _____

災害減免額 (34) _____

源泉徴収税額 (35) _____

申告納税額 納める税金 (36) _____

所得控除の場合は、この欄に記載します。
※税額控除を受けられる寄附金もあり、いずれか有利な方を選ぶことができます。
税額控除の場合は、申告書の「政党等寄附金等特別控除」欄に記載します。

「住民税に関する事項」欄

寄附金税額控除	都道府県、市区町村分	30,000円	条例指定分	都道府県	5,000円
	住所地の共同募金会、日赤支部分			市区町村	5,000円

日本赤十字社(本社)や中央共同募金会を経由して支払った東日本大震災の義援金は、「都道府県、市区町村分」欄に記載します。

FA0061

平成 年 月 日 年の所得税の確定申告書A

所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険の種類 支払保険料 _____

掛金の種類 支払掛金 _____

社会保険料控除 合計 _____

所得の内訳 (源泉徴収税額)

所得の種類 課目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称 収入金額 源泉徴収税額

所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 寄附金控除

寄附先の所在地・名称

東京都港区芝大門1-1-3
日本赤十字社
東京都〇〇市△△1-2-3
社会福祉法人◇◇の会

寄附金控除を速やかに受けられるよう、所在地・名称を正確に記載します。
※所得税の税額控除の寄附金を選んだ場合は、各寄附金特別控除額の計算明細書を作成の上、申告書と一緒に提出してください。

住民税に関する事項

10 扶養親族の氏名 続柄 生年月日 別 _____

給与・公的年金等に係る所得以外(平成24年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法の選択

配当に関する住民税の特例

非居住者の特例

寄附金 都道府県、市区町村分 _____

税額控除 住所地の共同募金会、日赤支部分 _____

条例指定分 都道府県 _____

市区町村 _____

「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄

⑬ 寄附金控除	寄附先の所在地・名称	東京都港区芝大門1-1-3 日本赤十字社 東京都〇〇市△△1-2-3 社会福祉法人◇◇の会
---------	------------	--

寄附金控除を速やかに受けられるよう、所在地・名称を正確に記載します。
※所得税の税額控除の寄附金を選んだ場合は、各寄附金特別控除額の計算明細書を作成の上、申告書と一緒に提出してください。



寄附金控除等の詳細につきましては、以下のホームページをご覧ください。

- 個人住民税に関すること・・・総務省HP [総務省 ふるさと寄附金](#) 検索
- 所得税・確定申告に関すること・・・国税庁HP [国税庁](#) 検索

東京都主税局

作成：課税部課税指導課 ☎03-5388-2956 eTAXイメージキャラクター エルンジャー

東京都主税局 検索 <http://www.tax.metro.tokyo.jp/>

東日本大震災に便乗した義援金詐欺にご注意ください。 H24.1